

## 「財産法の基礎2」中間試験問題

2011/11/21

松岡 久和

X社は、2006年9月27日、Y社から、外国製のパンティストッキング400箱（1箱12ダース入。以下本件商品という）を買い入れ、代金を先払いして、引渡しを受けた。本件商品は多重に包装してあり、開封検査をすれば原状に復することが困難であったうえ、数サンプルの抜き取り検査では問題が見つからなかった。Xは、引渡しを受けた商品を直ちにスーパー等の数社に転売した。2006年末から2007年2月にかけて、多数の消費者が購入後着用の際に品質に問題があることを発見して販売店に苦情を申し立てたため、Xは、売渡先から契約の解除を主張され、本件商品の残部の返品と引き換えにそれに相当する代金をすべて返却した。その後、Xが検分したところ、本件商品には、穴あき、染色むら、規格寸法外などの問題のあるものが混在し、全体のほぼ2/3が商品価値のないものであった。そこで、Xは2007年2月半ば頃、Yに対して本件商品の品質に問題があった旨の電話連絡を行い、本件商品の引き取りおよび値引きなどの交渉をしたが、らちがあかなかった。そこで、同年3月5日、本件商品を傷物として売却処分せざるをえず（この処置及び売却価格は適切なものであった）、品質に問題のない同等品との差額が2400万円、転売によって得られたはずの利益が2600万円、合計5000万円の損害を被った（損害額の算定も適切であった）。

同月8日にYに到達した内容証明郵便により、Xは、5000万円の損害賠償を求める旨を通知したが、その後もXとYの交渉は進展しなかった。そこで、Xは、ついに、2010年12月7日、XはYを相手どって、同額の損害賠償を求める本件訴訟を提起した。

以上の状況の下で、XはYに対して損害賠償を求めることができるか、できるとしてどの程度の額を請求できるか、Yの主張することが予想される抗弁をも考慮して検討しなさい。

なお、商法526条に規定されている受領後6か月以内の検査・通知義務についても争われていたが、この点は、Xは合理的に可能な範囲の検査を現に行っているうえ、転売先から品質に問題があるとの通知を受けて直ちにYに通知しており、通知義務違反はないものとする（つまり問題にしなくて良い）。

# 問題解説

## 【出題趣旨】

・モデルは最判平4・10・20民集46巻7号1129頁・PⅡ180である（もっとも、解説は短くて③のみ焦点を合わせている。私は民商法雑誌109巻1号105-118頁に詳しい評釈を書いている）。これを少し変形させて、次の点を理解できているかどうかを問う問題である。

〔①債務不履行責任の成否〕

- ②種類物の瑕疵と瑕疵担保責任の成否
- ③瑕疵担保責任の短期期間制限
- ④瑕疵担保責任と損害賠償の範囲

## 【解答例】

### 1 請求の根拠

Xの損害賠償請求権の根拠として、債務不履行と瑕疵担保が考えられる。

債務不履行は、品質に問題のあり2/3が商品価値のない本件パンティストッキングを引き渡したことが債務の本旨に従わない履行（不完全履行）であることを理由とするが、Xがサンプルの抜き取り検査では問題が見つけれなかったことから考えると、Yについても同様であり、Yの免責事由の主張が認められる可能性がある。

他方、瑕疵担保責任（570条）は、売買の目的物である本件商品に隠れた瑕疵があれば成立し、売主が無過失でも損害賠償責任が発生すると一般に理解されている。本件商品には、穴あき、染色むら、規格寸法外など品質上の問題があつて2/3が商品価値のないものであったことから、通常備えるべき品質を欠いた点で（客観的な）瑕疵があり、かつ、Xのサンプル検査によつても発見できず、もし瑕疵を知っていたら合意された価格でYから購入したとは思われなかった（主観的な瑕疵でもある）、Xは瑕疵の存在につき善意・無過失であり、瑕疵は隠れたものであった。

### 2 種類物と瑕疵担保責任

ところで、種類物の場合には、引き渡された物に瑕疵があつたときには、債務不履行責任が生じ、合意された性質を備えた物を給付する債務が発生しない特定物の場合とは異なつて、法定の瑕疵担保責任を必要としない、という理解がある。しかし、そもそも瑕疵担保責任を法定責任とする必然性はなく、契約責任の特則と理解

コメント [HM1]: 債務不履行責任は、これから学習する予定なので、触れていなくても減点はごくわずかとする。触れる場合もごく簡単で良い。

コメント [HM2]: この事実は問題文からは真偽不明なので、仮にそうであればという書き方になる。

コメント [HM3]: 根拠条文を示す習慣を付けてください。

コメント [HM4]: 瑕疵があることを、事実を指摘して示して欲しい。

コメント [HM5]: 瑕疵が隠れていたことも、検査をしていた事実を指摘して示して欲しい。

コメント [HM6]: 種類物への瑕疵担保責任不適用説は、必ず触れる必要まではない。

することが可能であるのみならず、物の性状に関しては特定物・種類物を問わず同じ規律を妥当させることに合理性がある。判例も、種類物であっても、買主が瑕疵ある物を受領し、履行として認容した後は、瑕疵担保責任のみを追及できるとする見解を採用している。

本件においても、Xは、Yとの交渉にちがいがあかないため、2007年3月5日に本件商品を売却処分しており、このことは瑕疵のない物の引渡請求や契約の解除による清算を行わず、受領した商品を受領し、履行として認容し、瑕疵担保責任に基づく損害賠償請求権のみを行使する趣旨であったと解される。

それゆえ、Xは給付された本件商品の瑕疵を理由に損害賠償請求権を取得したと認められる。

### 3 短期期間制限

もともと、570条が準用する566条3項によれば、買主は瑕疵を知ってから1年以内に損害賠償請求をしなければならないところ、本件では、Xが瑕疵の存在を知ったのが遅くとも2007年2月半ば頃であり、損害の賠償を求める本件訴訟を提起した2010年12月7日には、すでに3年余の期間が経過しているため、Xの損害賠償請求権が短期期間制限によって行使を妨げられることがないか否かを検討する必要がある。

短期期間制限は、早期権利確定による売主の地位の安定を立法趣旨としており、一部の学説はそれを理由に出訴制限期間（1年以内に訴えの提起まで必要）との解釈を採っている。しかし、その妥当性は疑われており、判例も出訴期間説を採用せず、裁判外であっても、「売主に対し、具体的に瑕疵の内容とそれに基づく損害賠償請求をする旨を表明し、請求する損害額の算定の根拠を示すなどして」、明確な権利行使の意思を告げれば損害賠償請求権が保全され、その損害賠償請求権は一般の時効期間に服する（本件では商法522条の商事消滅時効の5年となる）と解している。

以上の理解を本件に当てはめると、Xは2007年2月半ば頃、Yに対して本件商品の品質に問題があった旨の電話連絡を行い、本件商品の引き取り及び値引きなどを求めている。さらに、Xは、3月5日の売却処分後をふまえて同月8日に内容証明郵便で損害賠償を求める意思を明確に示している。それゆえ、Xの損害賠償請求権はすでに保全されており、それ以後（商事）消滅時効期間が経過していないことは明らかなので、Yの短期期間制限の抗弁は成り立たない。

コメント [HM7]: 判例の「履行認容後は瑕疵担保」という点は必ず論じて欲しい。

コメント [HM8]: 事実を指摘してXが瑕疵担保責任に基づく損害賠償請求権を取得していることを示して欲しい。

コメント [HM9]: 本件の一番の論点となりそうな問題で、言及することが不可欠。

コメント [HM10]: 条文を引用して瑕疵を知ってから1年内の権利行使を要することと、本件に当てはめた場合の問題点を指摘して欲しい。

コメント [HM11]: これは判例の引用だが、ここまで書けなくてもよい。「明確な権利行使の意思の表明による損害賠償請求権の保全」がキーポイント。

コメント [HM12]: 司法試験本番なら言及は必須だが、この講義では、ここまでは必要としないため、加算点扱いとする。

コメント [HM13]: 損害額が確定していない段階での権利主張なので、権利は保全されておらず、Yの抗弁が成り立つという論理も、同等に評価する。

#### 4 賠償されるべき損害の範囲

品質に問題のない同等品との差額2400万円は、瑕疵による本件商品の減価額であり、これが代金減額の損害賠償の対象として損害と評価されることには争いはない。問題は、転売差益2600万円の逸失利益である。法定責任説は、瑕疵のない物の給付義務が考えられないため履行に代わる履行利益賠償を認めず、売主が無過失でも責任を負うこととの均衡をも考慮し、責任の内容は信頼利益賠償に限られるとする。この論理が本件に直ちに当てはまるとすれば、典型的な履行利益である2600万円の転売差益の賠償は認められない。これに対して、契約責任説では、瑕疵のない物の給付義務が肯定され、履行利益賠償も可能である。また、法定責任説に立っても種類物では瑕疵のない物の給付義務が肯定されるのであって、瑕疵担保責任の規定をそこに適用するのは短期期間制限により外形的には履行を終わった売主の信頼の保護を目的とするからであるとも考えられ、その考え方では、履行利益賠償が認められる可能性がある（判例にはこのような場合に履行利益賠償を肯定したものがある）。

もともと、法定責任説か契約責任説かの対立とは異なる次元で、代金減額（的損害賠償）は等価性の回復をもたらすだけであるから無過失でも認められるが、それを超える責任を負担させるには、損失填補を内容とする保障約束か一般の債務不履行と同様の帰責事由が必要であるとの見解が有力である。この見解によれば、品質の検査としてできるだけ合理的措置を行ったという免責抗弁が認められて、Yの責任は代金減額の損害賠償2400万円にとどまる可能性がある。

**コメント [HM14]:** 2400万円の賠償請求はどの説でも認められることを示して欲しい。概念的には曖昧さが残るので個人的に反対だが、2400万円は瑕疵がないと信じて支払いすぎた代金として信頼利益賠償の中に含まれうる。

**コメント [HM15]:** この賠償請求の是非が問題となることを指摘することを不可欠とする。

しかし、4つの可能性（①法定責任説⇒履行利益賠償の否定、②契約責任説⇒履行利益賠償の可能性の肯定、③免責立証肯定による履行利益賠償の否定、④免責立証否定による履行利益賠償の肯定）のどれか1つでもきちんと示せていけば良い。2つ以上を丁寧に検討できていけば、ボーナス点を加算する。

**コメント [HM16]:** Xのしたような検査をYがしていたかどうかは問題文からは明らかでないので、可能性の指摘で足りるし、それにとどめる方が良い。